

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原告 植田 教

被告 国立大学法人東京大学 外2名

準備書面(2)

平成22年5月28日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清水 幹



同 溝内 健



原告準備書面(1)に対し、以下のとおり反論する。

第1 「第一、『地球温暖化懐疑論批判』出版の経緯と東大前総長小宮山宏氏との
かかわり」について

1 冒頭部分について

「地球温暖化懐疑論批判」の原型が明日香壽川氏(以下「明日香氏」とい
う。)及び吉村純氏(以下「吉村氏」という。)による「温暖化問題懐疑論へ
のコメント」(以下「コメント」という。)であることは認め、その余は否認
ないし争う。

2 「1. 『地球温暖化懐疑論批判』の出版経緯」について

(1) 第1段落の事実は認める。

(2) 第2段落第1文の事実は認める。

気象現象に関係する部分については、吉村氏も執筆しているが、明日香氏も執筆している。

- (3) 第3段落の事実中、「コメント」が改定されたことは認める。
 - (4) 第4段落の事実中、「東京大学の介入によりさらに書き直され」という部分が「東京大学が『コメント』の改定に介入し書き直させた」という趣旨であれば、否認する。
- 3 「2. 変質した内容」について
- (1) 第1段落の事実中、「コメント」が地球温暖化懐疑論に対する反論という目的で書かれていることは認める。
 - (2) 第2段落のうち、「コメント」に悪口雑言があり原告に対する名誉毀損であるとの主張は否認ないし争う。
 - (3) 第3段落から第5段落までは否認ないし争う。
 - (4) 第6段落の事実中、「その入るべき場所の」という部分を除き、認める。
 - (5) 第7段落第1文及び第3文の事実中、認める。
 - (6) 第8段落の事実中、否認する。
 - (7) 第9段落の事実中、「地球温暖化懐疑論批判」が「コメント」をとりまとめる形で作成されたことは認める。
 - (8) 第10段落及び第11段落は否認ないし争う。
- 4 「3. 不法行為の成立」について
- (1) 第1段落の事実中、「コメント」に地球温暖化懐疑論に対する誤解や思考に欠け、また悪口雑言の記述があることは否認する。
 - (2) 第2段落は否認ないし争う。
 - (3) 第3段落の事実中、認める。
 - (4) 第4段落の事実中、不知。
 - (5) 第5段落及び第6段落は否認ないし争う。
- なお、被告山本は、明日香氏を中心とするグループの議論に大学院生とし

でもともと参加していたことから分担執筆者の1人となっており、「東京大学」という所属名を持つがゆえに分担執筆者の1人となっただけではない。

5 「4. 不法行為または犯罪の動機」について

甲5の1から5の6までの記事が新聞紙面等に掲載されたことは認め、その余の事実は否認ないし不知。

6 「5. 東京大学前総長小宮山宏氏のかかわり」について

甲7の7の記事がインターネット上に掲載されたことは認め、その余は否認ないし争う。

第2 「第二、求釈明」について

1 「1. 求釈明1」について

答える必要はないと思料する。

答弁書でも述べたとおり、原告指摘の9項目は、「今なお人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴をもつものが多い。」とした上で挙げられた特徴である。

この部分は、懐疑的あるいは否定的な見解が存在することを前提に、同見解に対する一般的な反論・論評を記載した部分であって、原告外を名指しして、誹謗、中傷、侮辱、個人攻撃しているわけではない。

すなわち、この記載部分を一般人の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、人為的排出二酸化炭素温暖化説の立場から同説に対する懐疑論ないし否定論を全体的に評価・論評したにすぎないものであり、懐疑ないし否定論者にとって不快な表現の域を出ないものであって、原告という特定人の社会的評価を低下させるものでないことは明らかである。

さらにいえば、原告がこのような求釈明をすること自体が、上記記載部分が原告という特定人の社会的評価を低下させていないことを自認するものである。

2 「2, 求釈明2」について

被告山本は、平成21年6月末日まで被告東京大学の大学院生であり、同年7月1日から同月末日まで客員共同研究員、その後、独立行政法人産業技術総合研究所に就職した（現在は転職している。）。

その余については答える必要がないと思料する。

なお、被告山本は、明日香氏を中心とするグループの議論に大学院生としてもともと参加していたことから分担執筆者の1人となったのであり、「東京大学」という所属名を持つがゆえに分担執筆者の1人となったわけではないことについては、既に述べたとおりである。

3 「3, 求釈明3」について

「地球温暖化懐疑論批判」は、明日香氏を中心とするグループの活動（「コメント」等）について、東京大学サステイナビリティ学連携研究機構・地球持続研究イニシアティブがこれを評価し、広く公開する意義があると考えて作成・発行されたものである。

なお、同書籍は、担当執筆者名を明記してある部分を除き、研究者らが集団で議論し、原稿に手を加えて完成したもの（合同で執筆したもの）であり、各研究者が個別に執筆した記事を編集したものではない。

その余については答える必要がないと思料する。

第3 「第三、被告答弁書と被告準備書面（1）に対する反論」について

否認ないし争う。

以上